

総務文教常任委員会

平成24年6月8日(金)午後1時30分～
第3委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 議案審査

企画管理部

(1) 報告第4号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

<説明～質疑>

生涯学習部

(1) 第6号議案 (仮称) 亀岡市立天川文化センター改築工事請負契約の締結について

<説明～質疑>

総務部

(1) 第2号議案 亀岡市個人情報保護条例の一部改正について

<説明～質疑>

(2) 報告第1号 亀岡市税条例の一部改正について

(3) 報告第2号 亀岡市都市計画税条例の一部改正について

<説明～質疑>

教育委員会

(1) 第4号議案 亀岡市立幼稚園条例の一部改正について

<説明～質疑>

(2) 第5号議案 亀岡市立安詳小学校耐震補強・大規模改修工事(13棟・35棟) <建築> 請負契約の締結について

<説明～質疑>

4 討論～採決

5 陳情・要望について

- (1) 外国資本による土地買収を制限する法整備を求める意見書決議の要望書
- (2) 地球社会建設決議に関する陳情書 (2 件)
- (3) 大飯原発再稼働反対要望書
- (4) 安全性が確認されるまでは大飯原発の再稼働を行わないことを求める陳情
- (5) 憲法違反の「暴力団排除条例」白紙撤回を求める陳情書

6 その他

- ・ 議会報告会でいただいた意見・要望と回答について
- ・ 議会だよりの内容について
- ・ 次回月例会の日程、内容について

亀岡市暴力団排除条例案に係る提案理由説明

亀岡市暴力団排除条例案の提案理由を説明申し上げます。

暴力のない安全安心の平和な社会は誰もが望むところであります。平成4年に暴力団による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴対法が施行され、暴力団の不当な行為に対する取り締まりが強化されてきましたが、その後、警察だけではなく、行政、事業者、住民が一体となって暴力団を社会から排除していくことを目指して、都道府県レベル、各市町のレベルで暴力団排除条例が相次いで制定されてきました。今では、全都道府県で制定されており、京都府においても平成22年7月に制定、平成23年4月1日から施行されています。

しかしながら、府条例では府下各市町村における契約業者に対する規制と公共施設の使用に係る規制については権限が及ばないためにそれを補完するためにも各市町村で条例制定が進められている状況です。

そんな中で、去る平成23年12月亀岡市議会定例会において市民から「暴力団排除条例の制定を求める請願」が提出され、その請願の主旨を聞き取り、議論の結果、全会一致で採択されたのであります。

亀岡市においてもぜひとも早期に条例制定をすべきであるとの結論に至り、市長部局とも協議した結果、市議会で提案する方向で進め、総務文教常任委員会を中心に会議を重ね議論を深めてまいりました。その間、参考に京都府警から話を聞いたり、関係団体への意見照会、パブリックコメント等も実施し、こ

の度、提案の条例案をまとめたものであります。

本条例は、京都府暴力団排除条例の及ばない範囲を補完するとともに、暴力団を排除することに関する基本理念を定めることにより、暴力団の存在及び暴力団員による不当な行為により市の行政、市内の事業活動及び市民の生活に生じる不当な影響を排除し、もって市民の安全・安心で平穏な生活の確保に資することを目的として、また、合わせて亀岡市の未来を担う青少年の健全な育成を図ることを目的として制定するものであります。

本条例は、制定することのみが重要なのではなく、本条例制定を契機として、他の関係する条例や規則の見直しを図り、また、事業者におかれても暴力団排除条項を契約書等に明記されることにより、亀岡市から暴力団を排除する体制を整えることが重要であります。

そういった意味でも本条例が実効性ある条例として運用されることを願い、本議会に提案するものであります。

以上、亀岡市暴力団排除条例案の提案理由説明といたします。